

令和7年度 工業用水道事業説明会

基本使用水量（契約水量）の
減量に係る検討について

令和7年8月18日・19日
大阪広域水道企業団

概況

(令和6年度)

給水区域 受水事業所数		25市2町 414事業所
年間配水量 1日最大配水量 1日平均配水量		80,893千 m^3 268千 m^3 222千 m^3
管路延長		約519km
主な施設	浄水場	1か所
	ポンプ場	4か所

料金

基本料金（基本使用水量※に係る料金）	31.3円/ m^3
使用料金（使用水量に係る料金）	8.8円/ m^3
超過料金（超過水量に係る料金）	80.2円/ m^3

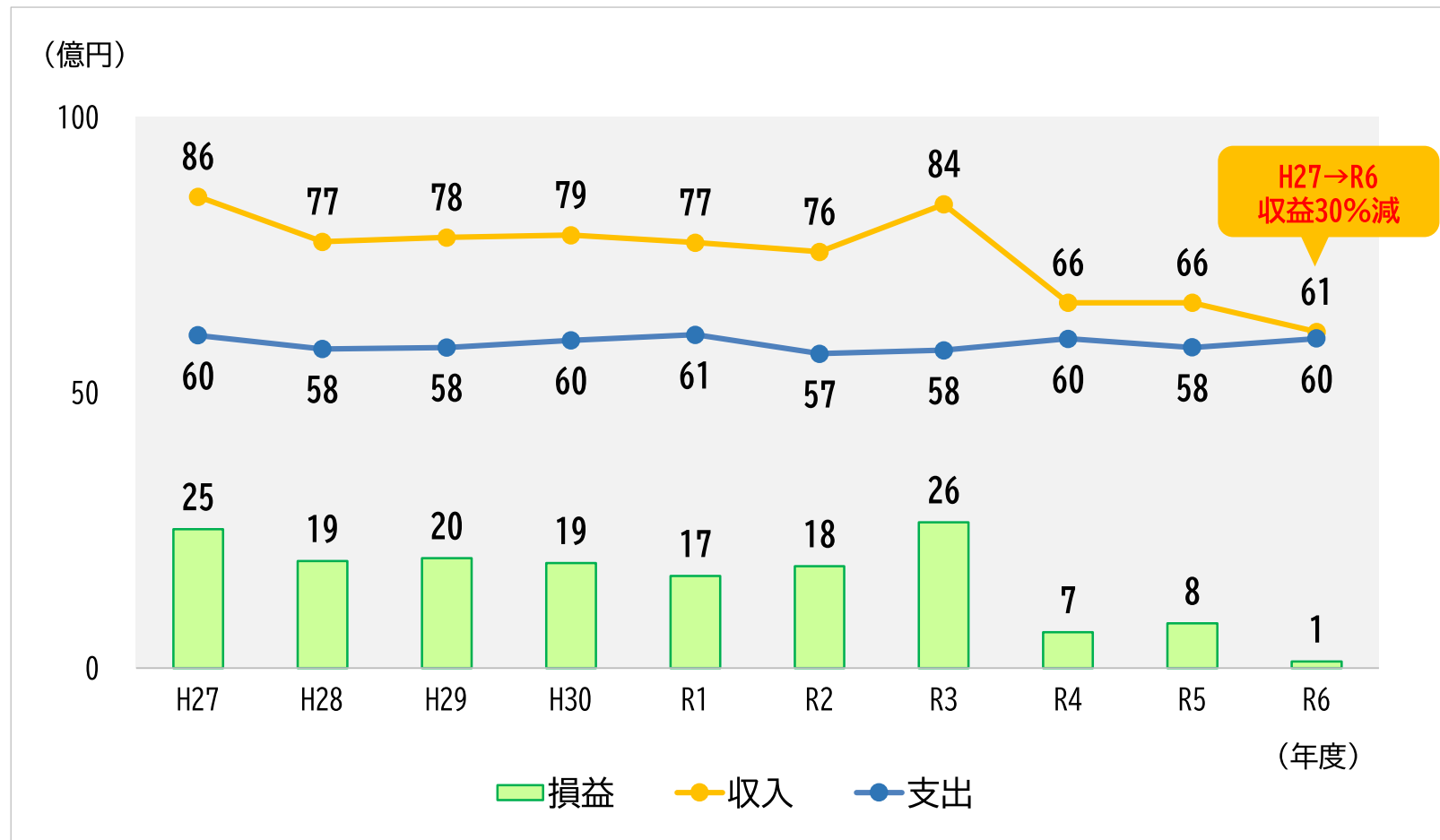
※工業用水道の利用に当たっての申込水量（契約水量）

給水区域・施設配置図



収入、支出及び損益の推移

○支出が横ばいで推移する一方、収入は有収水量の減少や料金値下げにより、ここ10年で30%減となり、損益は大幅に悪化しています。

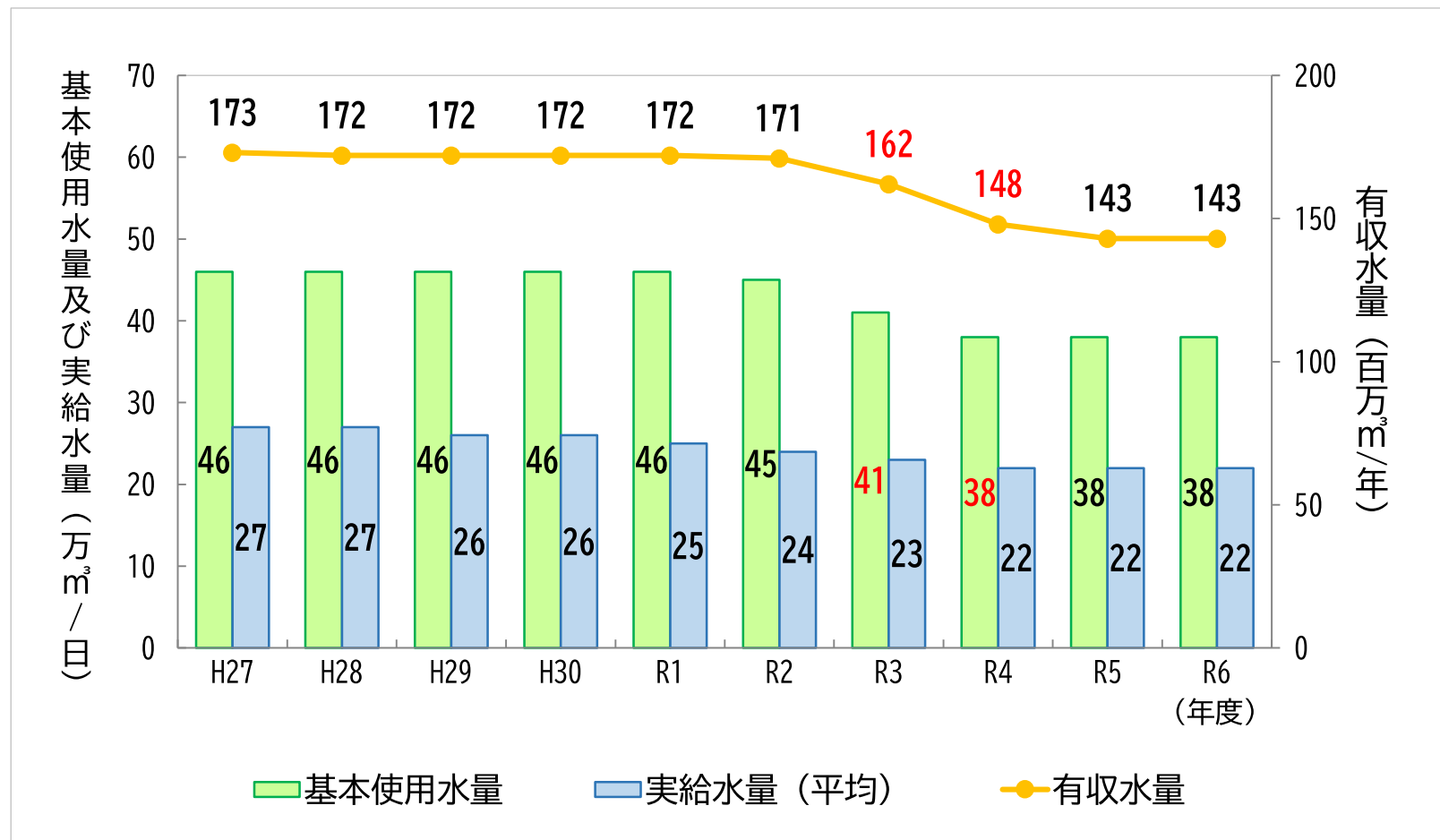


* 令和3年度の収入の増加は、減量の実施に伴う「減量負担金」によるものです。
「減量負担金」は減量を実施した年度の収入とし、「特別減量負担金」は10年で均等に収益化しています。

基本使用水量（契約水量）、実給水量及び有収水量の推移

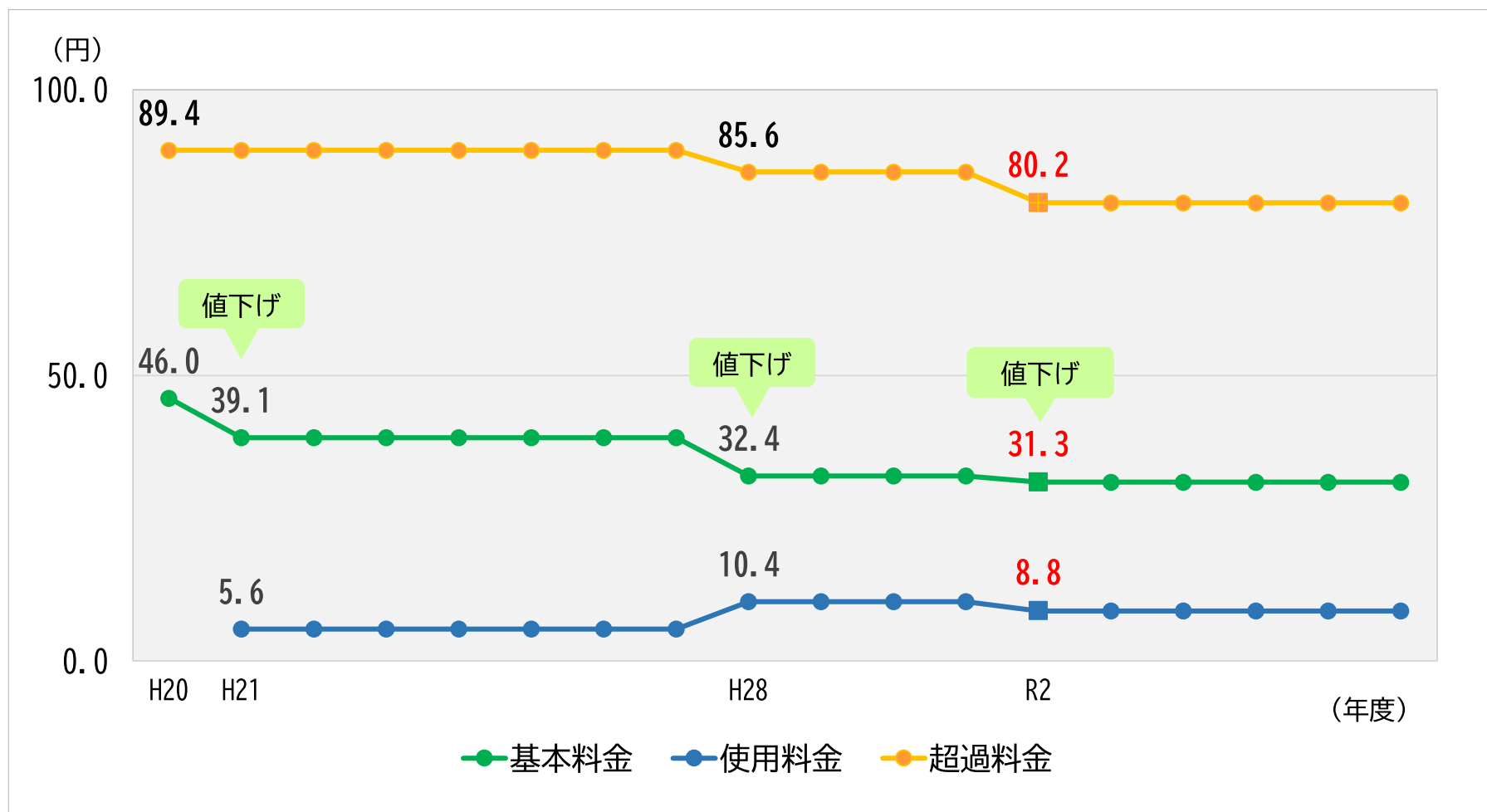
○近年の基本使用水量（契約水量）の減少は、令和3年度に実施した減量（4万 m^3 /日）、令和4年度の大口受水事業所の廃止などによるものです。

○基本使用水量の減少により、有収水量（基本使用水量＋超過水量）も減少しています。



料金の推移

○平成21年度から2部料金制に変更し、平成21年度、平成28年度、令和2年度と3回にわたり実質的な料金の値下げを行い、現在に至っています。

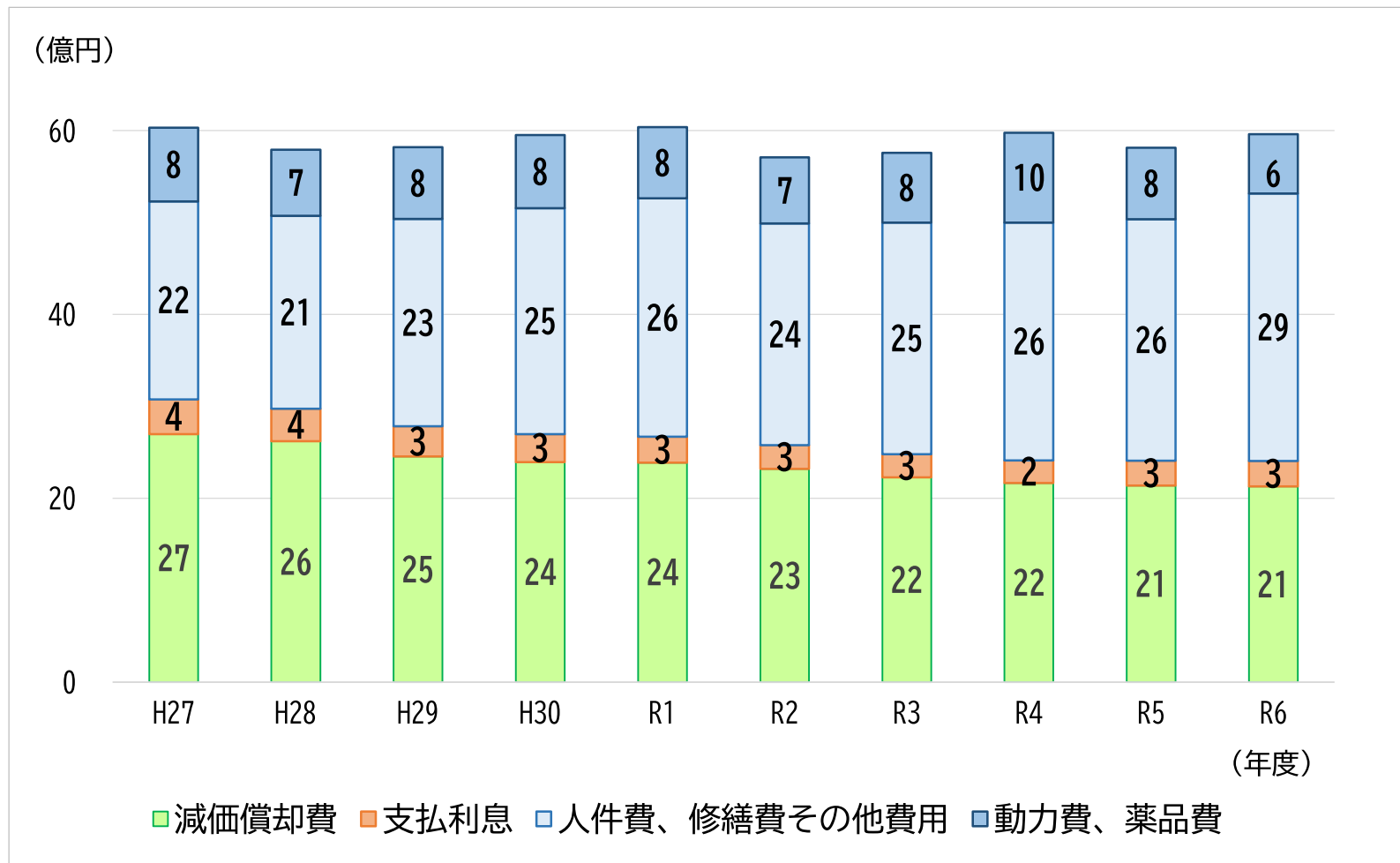


*平成20年度までは基本料金と超過料金だけの料金体系

経常費用の推移

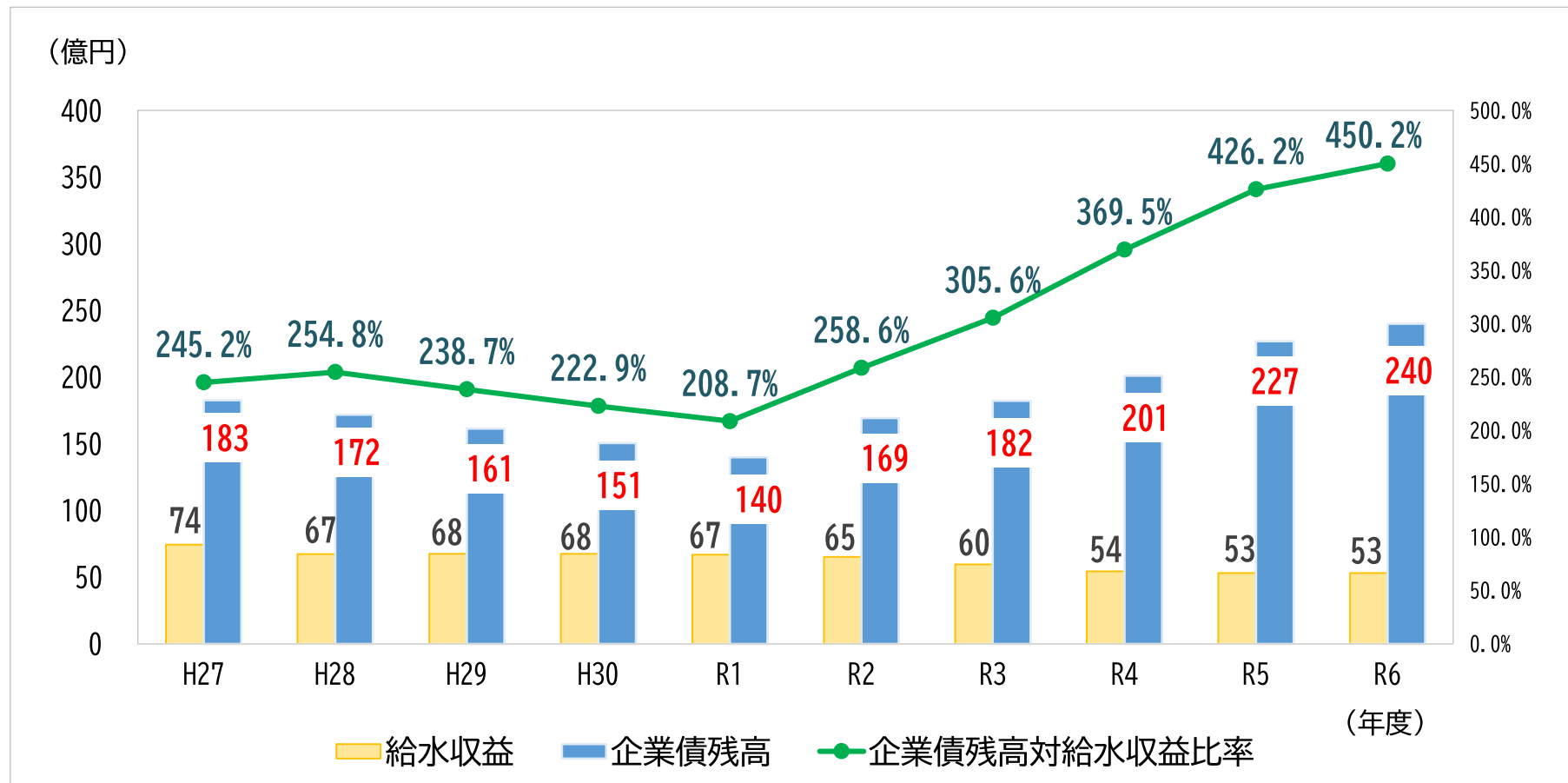
○特別損失を除いた経常費用は、ほぼ横ばいで推移しています。

○令和6年度の支出の内訳は、減価償却費が約36%、支払利息が約4%、人件費、修繕費その他費用が約49%、動力費、薬品費が約11%となっています。



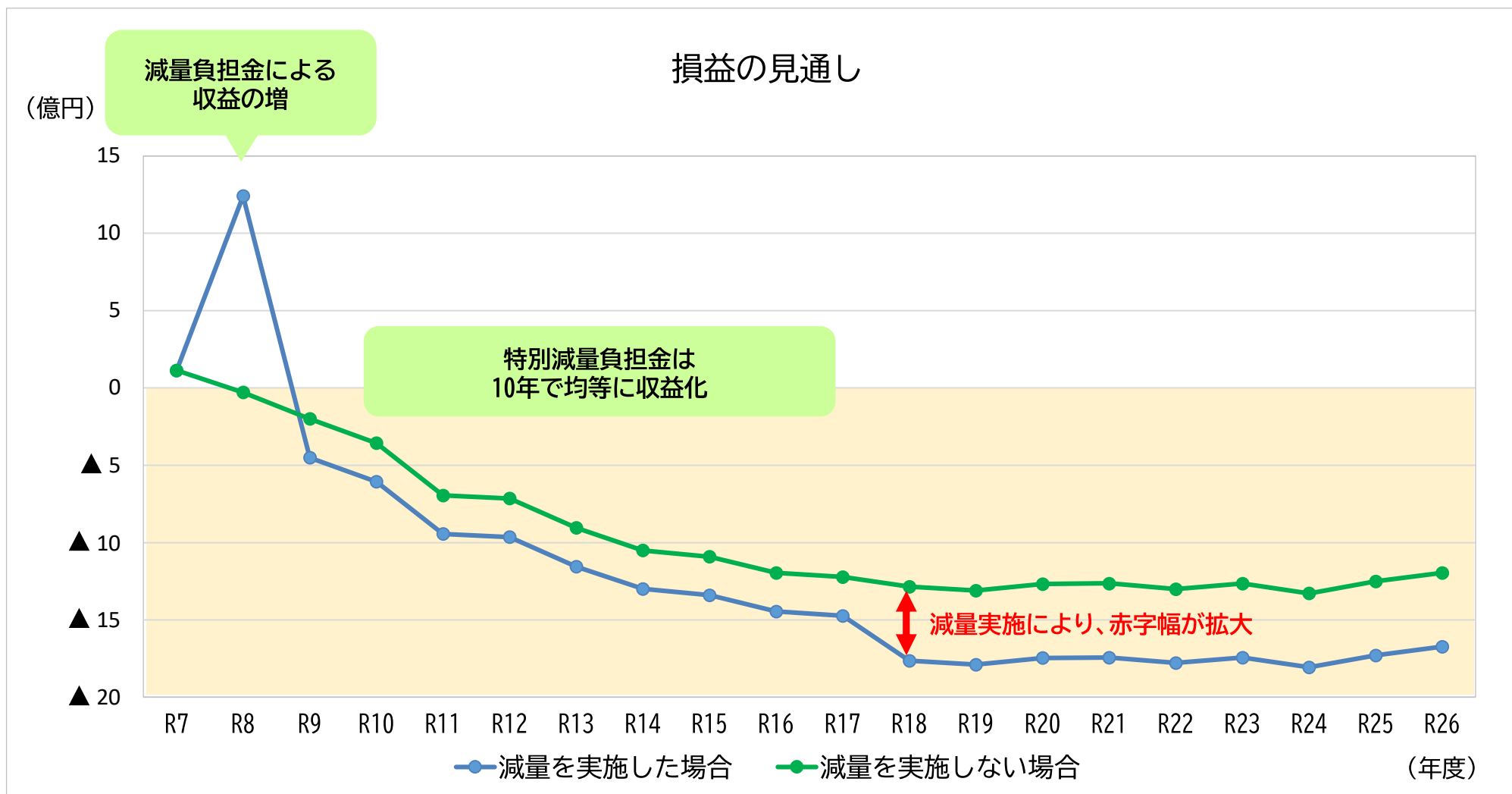
企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の推移

- 大庭浄水場の全面的な更新・耐震化、バイパス配水管等基幹管路の整備、漏水リスクを考慮した管路の更新などに取り組んでいます。施設の老朽化に対応し、安定給水を確保するための投資額が必要です。
- 建設改良費の増加に対応するため企業債を活用しており、企業債残高、企業債残高対給水収益比率が増加しています。



今後の損益の見通し

- 収入は給水収益の減により減少する見込みです。
- 支出は物価上昇による維持管理費用の増や耐震化対策等による減価償却費の増により増加する見込みです。
- 単年度損益は令和9年度以降恒常的に赤字となる見込みです。令和8年度に4万 m^3 /日の減量を実施した場合、更に赤字幅が拡大します。減量の実施の有無にかかわらず、料金の値上げに向けた検討が必要な状況です。



減量制度について（令和2年度創設）

○考え方

- ・ 受水事業所からの要望に応じる形で、基本使用水量（契約水量）の減量を実施
- ・ 契約水量の減量で実給水率の改善を図り、受水事業所の負担軽減と移転や撤退などによる経営リスクを回避
- ・ 減量実施による利用者負担の公平性の観点から、減量を希望しない受水事業所の負担を軽減するため、現行の負担金に加えて、特別減量負担金の負担を求める。
- ・ 令和3年の減量実施時には、料金値下げも実施し全受水事業所の負担を軽減

○減量規模

8万m³/日（R3、R8に各4万m³/日実施）

○特別減量負担金の新設

減量水量 × （基本料金 × 5年間）

○減量の実施方法

- ・ 「一括減量」と「分割減量（3年間を限度とする段階的な減量）」の選択制を導入
- ・ 実給水率10%未満（H29～R1平均）の受水事業所に減量枠を優先的に配分

〈減量に係る負担金（イメージ図）〉

現行の減量負担金	新たな減量負担金	
【現行】 減量負担金 投下資本の 一部に対する 負担金 22,537円/m³ ※2	【現行】 減量負担金 投下資本の 一部に対する 負担金 22,537円/m³ ※2	【新設】 特別減量負担金 急激な料金値上げ を抑制するための 負担金 (基本料金5年分) 57,122円/m³ ※1
<契約水量を1,000m ³ /日 減量する場合> $1,000\text{m}^3 \times 22,537\text{円} \times 2$ = 22,537千円	$1,000\text{m}^3 \times (22,537\text{円} \times 2 + 57,122\text{円} \times 1)$ = 79,659千円	

※1：57,122円/m³（31.3円 × 365日 × 5年）

※2：現行の減量負担金の算出式による令和3年度分の減量実施時における単価

なお、令和8年度分の減量実施時には、令和7年度末企業債残高を基に改めて単価を算定

減量の実施状況（令和3年10月実施分）

○約7万m³/日の希望に対し約4万m³/日の減量を実施。減量実施事業所数は40事業所（辞退を除く。）

○実給水率10%未満の優先枠に対する減量水量は14,775m³/日（対象28事業所のうち希望5事業所）

減量制度について（令和2年度創設）

○事業所 A 契約水量1万m³/日、使用水量1千m³/日、5千m³/日の減量を実施した場合

【減量実施前】

契約水量10,000m³/日
実給水率10%

未使用水量 9,000m ³ /日
実使用水量 1,000m ³ /日

1ヶ月の基本料金
・ 10,000m³ × 31.3円 × 31日
= 9,703千円/月（税抜）

【減量実施後】

契約水量5,000m³/日
実給水率20%

減量水量 5,000m ³ /日
未使用水量 4,000m ³ /日
実使用水量 1,000m ³ /日

1ヶ月の基本料金
・ 5,000m³ × 31.3円 × 31日
= 4,851.5千円/月（税抜）

差 ▲4,851.5千円（税抜）/月

○減量に当たって事業所 A が支払う負担金

- ・ 減量負担金（R3単価で算出）
5,000m³ × 22,537円 = 112,685千円
- ・ 特別減量負担金
（減量水量の基本料金5年分）
5,000m³ × 57,122円 = 285,610千円
計398,295千円

○減量による事業所 A の基本料金の軽減

- ・ ▲ 4,851.5千円/月
- ・ ▲ 57,122千円/年
⇒ 5年間で▲285,610千円

《参考》事業所 A の実給水率がR6の平均実給水率（57.3%）であると想定した場合の基本料金

- ・ 契約水量1,745m³/日、実使用水量1,000m³/日
- ・ 基本料金 1,693千円/月（税抜）

減量による基本料金の算定（料金改定時）への影響

○料金の算定方法

・基本料金の算定

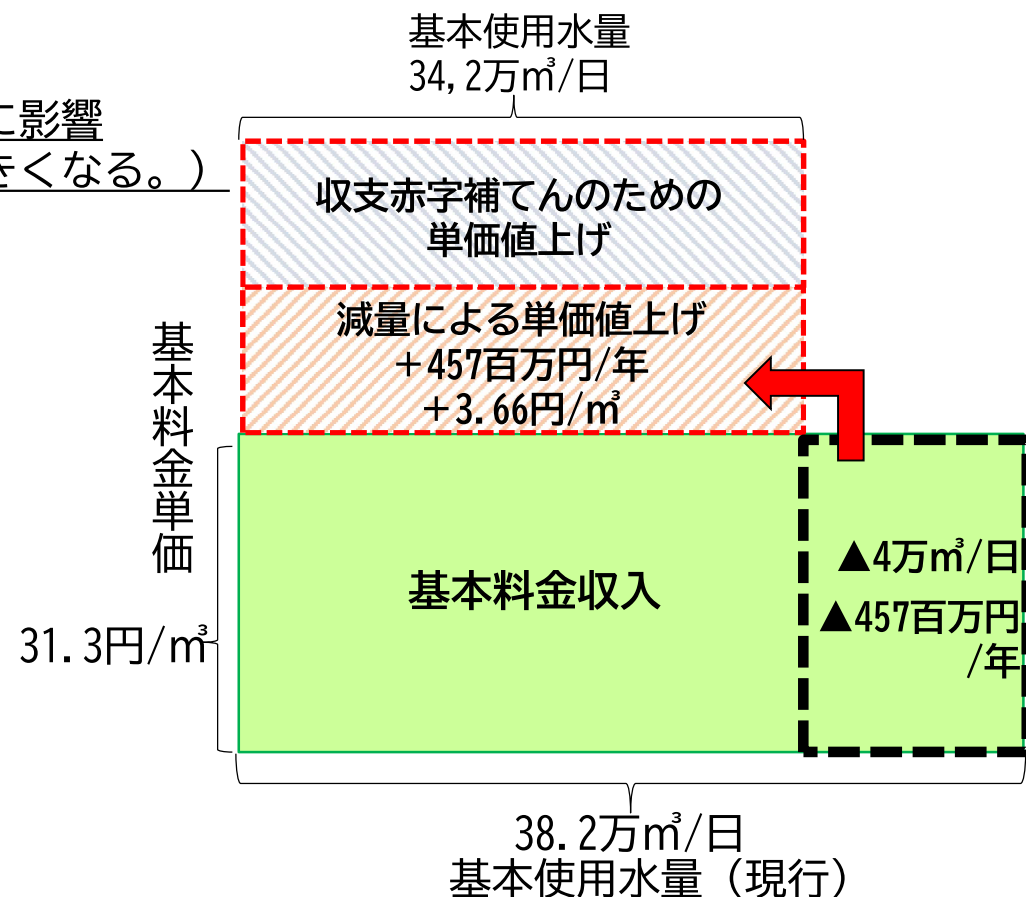
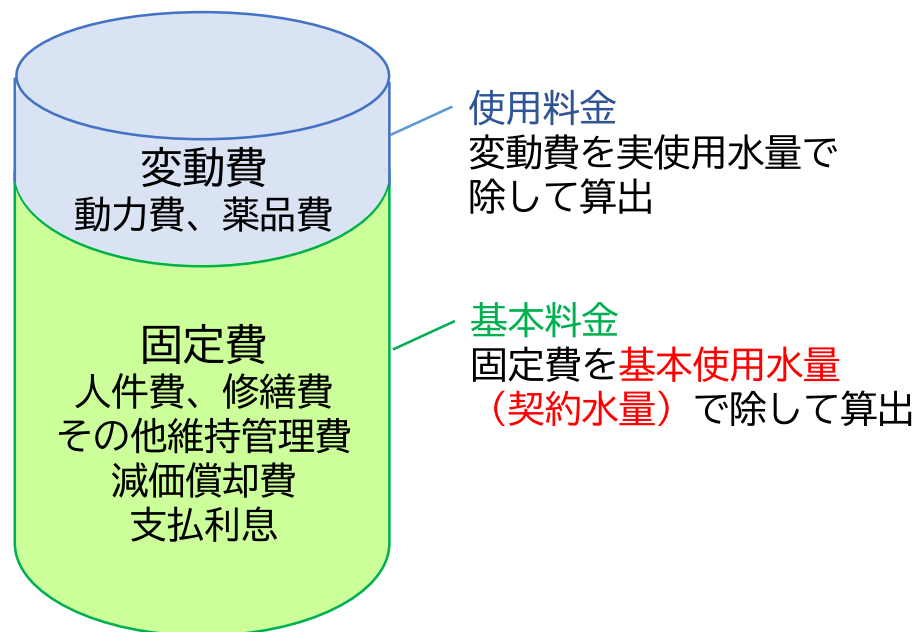
料金算定期間の総括原価のうち総固定費 ÷ 料金算定期間の総基本使用水量（契約水量）

※固定費：人件費、修繕費その他維持管理費、減価償却費、支払利息

（参考）使用料金の算定：料金算定期間の総括原価のうち総変動費 ÷ 料金算定期間の総実使用水量

※変動費：動力費、薬品費

○基本使用水量（契約水量）は基本料金の単価の算定に影響
（減量が大きくなると減量による単価の値上げ幅も大きくなる。）



- 令和2年度に創設した減量制度では、基本使用水量の減量により実給水率を改善し受水事業所の負担軽減を図るとともに、従来の減量負担金に加えて特別減量負担金を設定することで減量をしない受水事業所の負担軽減にも配慮しています。
- しかしながら、制度創設後、大口受水事業所の撤退による基本使用水量や給水収益の減少、物価上昇など経営状況が大きく変化しています。
- 「経営戦略2020-2029」においても令和9年度以降単年度赤字となる見通しを示してきたところですが、今後の料金改定について検討が必要な状況となっています。
- 減量による基本使用水量の減少は料金改定時の基本料金に影響します。
- このような状況を踏まえ、減量の意義や減量の実施による基本料金の減収、負担金の増収による財政収支への影響も勘案し、受水事業所間の公平性の観点等から改めて減量について検討を行い今年度秋に方針を決定します。